

令和 5 年度

第 11 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 1 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（2 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 非農地証明申請について

議案第 4 号 庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認
について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳		○	主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和 5 年度第 11 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後 1 時 30 分)、本日、5 番入谷委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長に議長を務めていただきます。 (挨拶) それでは、会議を開会させていただきます。
議長	ただ今の出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。14 番田邊委員さん、15 番瀬尾委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 68 から 74 の 7 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略) 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
3 番木村委員	議案資料の受付番号 69 番の申請地の面積は 6,638 m²ではなく 6,636 m²が正しいと思います。 受付番号 70 番の一般法人の業務を遂行する役員の農業への従事状況について、年間 150 日の内訳の見方が分かりにくいので説明してください。
事務局員 (本庁)	69 番については、委員が言われるように 6,636 m²が正しいです。 70 番については施設に温室があり、年間通して農業に従事されており、日数は 150 日となっております。
議長	72 番の譲受人について、住居を購入して庄原市に引っ越しをするとありますが、増谷委員さん補足があればお願いします。
4 番増谷委員	申請地の現地確認はしましたが、譲受人についてはわかりません。

事務局員 (本庁)	事務局で、申請されている農地の営農計画書と現在所有しておられる農地の状況について聞き取りをしております。現在市外の 2 か所で農地を所有されており、耕作証明書を提出してもらっています。譲受人は現在市外で福祉施設を経営しており、野菜は主に自分の経営している施設への提供を計画しておられます。 庄原では住宅も購入し、引っ越しを予定されています。
議長	増谷委員さん、引き続き見守りを宜しくお願いします。 他にご意見はありますか。 それでは「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 45 から 51 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声) それでは受付番号 68 から 74 の 7 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(2 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (本庁)	農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 12 月期の申し出分については、「令和 6 年 2 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回、利用権設定の一般分が合計 498 件 2,831,199.47 m²、農地中間管理事業分が合計 2 件 13,469 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
8 番寺西委員	〇〇についてどのようなものを生産されておられる法人なのでしょうか。

事務局 (東城出張所)	〇〇は米と野菜を生産されておられます。
議長	構成員は何人おられるのでしょうか。地元の方が代表者ですか。
事務局 (東城出張所)	構成員の人数まではわからないのですが、地域の若い方を雇用されておられます。代表者は〇〇町の方です。
議長	それでは採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画(2月1日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 それでは、議案第3号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号53から55の3件について、事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概要) 受付番号53 位置等：説明資料30～31ページに記載 潰廃事由：申請地は、昭和38年以降耕作をしていない。 現地確認：現地は低木が繁茂し復旧も困難で、今後農地として利用する見込みもないことから、非農地であることを確認。 受付番号54 位置等：説明資料30、32ページに記載 潰廃事由：申請地は、平成5年頃から耕作しておらず、容易に農地に復旧できる見込みはない。 現地確認：現地は笹や低木が繁茂しているため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号55 位置等：説明資料33～34ページに記載 潰廃事由：平成24年頃、申請者の両親が市外に出稼ぎに出たため、親戚に農地を貸していた。親戚も高齢により耕作を辞めて原野化し、今後農地を利用する予定はない。 現地確認：現地は原野であり、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
事務局 (東城出張所)	

議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
4 番木村委員	受付番号 55 番について、現状は原野であるということだけど、公図を見る限り条件の良さそうな農地にみえる。
議長	宮崎委員さん、この農地について説明をお願いします。
11 番宮崎委員	申請地は開拓地で、昔は酪農をされて牛舎もあったのですが、農業者も現在はおらず、人的に難しい状況です。
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 53 から 55 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。
本庁職員 (農業振興課)	続きまして、議案第 4 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、市より意見を求められていますので上程いたします。 説明をお願いいたします。 本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。 その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。 今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 57 件、筆数 96 筆、用途変更が 2 件、筆数 2 筆となっております。 (資料を元に説明) 手続きが順調に進みましたら 3 月下旬には手続きが完了する予定です。 具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、県の方から異議なしとの

	回答をいただいております。 その後今行っている意見を聞く段階に入ります。 他の関係機関にも意見を伺いまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30 日間縦覧する予定としております。 その後、15 日間の異議申し出の期間が設けられております。 地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。 農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。 異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることになります。 これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。 今回の案件について内容をご確認いただきご審議のほどよろしく願いいたします。 以上で説明が終わりました。それでは少しの間資料をお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。 それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・会長報告 ・12/5 庄原市農業施策に対する意見書の提出 ・「農業委員会だより」12 月 20 日発行（各戸配布） ・1/5 庄原市農業委員会新年会 ・今後の主な日程 報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。

	みなさんからご質疑、意見等はございますか。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 11 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 2 時 55 分)
--	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 月 5 日

議 長
(道下 和子) _____

14 番委員
(田邊 文隆) _____

15 番委員
(瀬尾 憲雅) _____